

令和6年度山口県職員採用選考試験

－ 受 験 案 内 －

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局こども家庭課
〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL (083)933-2731

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11800/index/>

◎募集職種	児童自立支援専門員<社会人経験者等>
◎受付期間	令和6年6月19日(水)～令和6年7月26日(金)午後5時まで
◎試験日	令和6年8月25日(日)

- ◎ 採用予定人員
3人程度

◎ 職務の概要

児童自立支援施設(山口県立育成学校)の寮舎において、児童と起居を共にしながら、児童に対する自立支援業務等を行います。

なお、採用後、他の課所(主として健康福祉部の各課及び出先機関)に勤務することがあります。

◎ 受験資格

- 1 昭和38年4月2日以降に生まれた者
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める児童自立支援専門員となる資格を有する者又は採用日前までに当該資格を有する見込みの者
- 3 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - (1) 日本国籍を有しない者で就労可能な在留資格を有しない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

◎ 採用時の任用について

- 1 採用時は、原則として一般職(主事級)の自立支援専門員としての任用となります。
- 2 合格者のうち、児童自立支援専門員としての実務経験が7年以上かつ30歳以上の方については、合格発表後(別に指定する日)に書類審査及び口述試験を行い、より上位の職位での格付け(主任主事級、主任級、主査級)について審査を行います。

◎ 受験手続

1 受験の申込み

原則、インターネット（電子申請）による申込となります。

パソコンやスマートフォン等から山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課ホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11800/index/>) の「山口県職員（児童自立支援専門員）＜社会人経験者等＞採用選考試験の実施について」内の **受験申込** → **インターネットによる申込み** にアクセスし、記載内容をよく確認の上、申し込んでください。

なお、「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込みが可能かどうか確認してください。ご使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。

「やまぐち電子申請サービス」のユーザーID及びパスワード（以下、利用者登録）は大切に保管してください。（※）

※利用者登録の段階では、まだ受験の申込みは完了していません。

利用者登録後に「やまぐち電子申請サービス」にログインし、**受験申込書**を作成して送信する必要があります。受験申込書の作成及び送信については、**インターネットによる申込み**にアクセスし、ご確認ください。

2 提出資料

申込みに必要となる資料は次のとおりです。

提出するもの	注 意 事 項
受験申込書	必要事項を漏れなく記入（※欄は記入しないでください）して提出してください。 受験申込書には写真 （申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの。縦4cm×横3cm）を貼って提出してください。
資格証明書	児童自立支援専門員となる資格を有すること又は採用日前までに資格を有する見込みであることを証明する書類を提出してください。（受験案内5頁参照）
自己紹介カード	各項目を記入してください。
職務経歴書	職務先、部署名、役職名、職種、在職期間、常勤・非常勤の別（非常勤の場合は月の勤務日数）、担当した業務の具体的な内容や実績をA4用紙1枚程度にまとめ、提出してください。 人事異動等により、所属部局や職務内容の変更があった場合は、それぞれの業務について記載してください。

3 受付期間

令和6年6月19日(水)から令和6年7月26日(金)午後5時までに受信完了したものに限り受け付けます。※受付のメールを送信します。

なお、メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。期限に余裕を持って申込みをしてください。

4 その他

インターネット環境がない、インターネット（電子申請）による申込時に提出書類を添付して送信できない場合など特別な事由により、インターネットによる申込みができない方は、7月16日（火）午後5時までに山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（083-933-2731）へご連絡ください。

期限後にご連絡いただいた場合、対応ができませんのでご注意ください。

◎ 選考試験の日時及び場所

1 日時 令和6年8月25日（日） 入室 午前9時30分まで 試験 午前10時～午後4時

2 場所 山口県庁（山口市滝町1番1号）TEL(083)933-2731

※ JR山口駅から徒歩20分、タクシー5分、バス（県庁方面行き）10分
（県庁前バス停下車）

駐車場あり [時間の余裕を持ってお越しください]

◎ 選考試験の方法及び内容

試験種目	試験内容	配点
論文試験	職務遂行に必要な知識、思考力、判断力等についての論文試験	60点
口述試験	人物、専門的な知識等について個別面接による試験	140点

※論文試験の得点が平均点の5割以下又は口述試験等の得点が35点以下の場合は、他の成績にかかわらず不合格とします。

◎ 携行品

選考試験当日は、筆記用具、昼食を持参してください。

◎ 合格者の発表

合格者は、9月下旬（詳細は試験当日お知らせします。）に、受験番号を山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課ホームページに掲載します。

また、受験者には合格・不合格を文書で通知します。

◎ 合格者の採用

原則、令和7年4月1日以降に採用します。

必要な資格を取得できない場合は、採用されません。

◎ 給与

給料は、各人の経歴等によって異なりますが、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、初任給は230,300円です。（令和6年4月1日現在）

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

◎ 試験結果

この選考試験の結果を知りたい場合には、受験者本人が運転免許証やパスポート等の本人確認書類を持参して、直接開示場所へ来所の上、その旨を申し出てください。（電話等による申出はできません。）

〈申出期間〉合格発表日から1年間

〈申出内容〉総合得点及び総合順位

〈申出場所〉健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（山口県庁本館棟5階）

◎ 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務以外に利用しません。

◎ 試験会場案内図

山口県庁（山口市滝町1番1号）



《問い合わせ先》

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話(083)933-2731

【参考】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山口県条例第3号）

（児童自立支援専門員の資格）

第六十一条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学等を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則（※1）で定めるもの
- 五 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則（※1）で定めるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則（※1）で定めるもの
- 七 学校教育修了者等（※2）であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則（※1）で定めるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

（※1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年山口県規則第8号）

第七十五条 条例第六十一条第四号から第六号までの規則で定める者は、第七十三条の規定により読み替えて準用する第十七条第一号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上である者とする。

2 条例第六十一条第七号の規則で定める者は、第七十三条の規定により読み替えて準用する第十七条第一号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上である者とする。

第17条第1号

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（※2）学校教育修了者等

学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者